

社会保険・国民健康保険各種帳票の送付廃止

厚生労働省により保険医療機関等の医療保険事務のオンライン化が今後益々促進されていきます。現在オンライン請求システムを利用されている医療機関等宛てに、紙媒体にて送付している支払関係帳票については、令和6年5月から「オンライン請求システム」で配信されていますが、令和6年10月送付分以降は紙媒体での送付が廃止となりますので、ご注意ください。

1. オンライン配信の対象となる支払関係帳票

当座口振込通知書、増減点連絡書、返戻内訳書、再審査等支払調整額通知票など

2. オンライン帳票の配信

対象帳票	配信日	操作ボタン
①当座口振込通知書	支払日の翌日	振込額明細
②電子証明書発行料等領収証書	診療報酬等の支払予定日	
③支払関係帳票	5日	増減点連絡書等

3. 紙媒体による帳票の送付の取扱い

令和6年9月送付分まではオンライン配信に加え、これまでどおり紙媒体での支払関係帳票の送付も継続されます。10月送付分以降は紙媒体での送付が廃止となります。

4. 橋本会計への会計資料の対応

これまで毎月のお預かり書類として社会保険、国民健康保険の振込通知書や確定申告時に社会保険診療報酬支払基金の支払調書をいただいておりますが、今後はお客様の方でダウンロードしていただき、データによる送付、または印刷していただいたものをお預かりするようになります。

10月の紙媒体の送付廃止前までに、ダウンロードの方法をご確認いただきますようお願い申し上げます。

第23回安心会計カップ杯ゴルフ大会

- ・2024年10月10日(木) キングフィールズゴルフクラブにて開催いたします。
10組40人の募集となっておりますので、参加ご希望の場合はお早めにお申し込みください!

夏季休業のお知らせ

夏季休業期間：令和6年8月10日(土)から8月15日(木)
8月16日(金)より通常営業いたします

歯科会計®

医療法人化の目安は？

個人事業として開業し順調に業績を伸ばしていくと、医療法人への転換を検討していただくことになります。橋本会計でも毎年何件ものお客様が医療法人化をされています。

そこで今回は医療法人化のポイントについてお伝えします。

医療法人化への判断

よくご質問をいただくのが、「いつ頃法人化したらいいか」ということです。これは医療法人化の目的にもよりますが、節税面から考えると年間収入 6,000 万円、利益が 2,000 万円が一つの目安となります。

以下は 2023 年歯科経営資料から抜粋したデータですが、月收入 500 万円台を境に法人割合が増えていることが読み取れます。

橋本会計のお客様による収入別法人化率

月收入	合計	200万円以下	200万円台	300万円台	400万円台	500万円台
医院数	261	26	36	29	19	22
法人数	138	2	3	9	6	10
法人割合	53%	8%	8%	31%	32%	46%

月收入	600万円台	700万円台	800万円台	900万円台	1000万円超
医院数	22	24	18	15	50
法人数	14	16	13	15	50
法人割合	64%	67%	72%	100%	100%

医療法人化のメリット

医療法人化のメリットとしては下記の点が挙げられます。

- ① 役員給与支給による給与所得控除
- ② 親族を役員にすることで所得分散により各個人の税率が下がる
- ③ 所得税と法人税の税率差
- ④ 役員退職金の支給
- ⑤ 分院展開が可能となる

資産承継

年金受給権等の相続時の課税関係

公的年金や各種保険、その他の年金等について、その加入受給者が死亡した場合に相続税や所得税の課税関係がどうなるか以下まとめています。

	遺族の受取	課税関係
国民年金、厚生年金等の公的年金	遺族年金 or 死亡一時金	<ul style="list-style-type: none">・相続税、所得税ともに非課税・未支給年金は受取人の一時所得
国民年金基金	遺族一時金	<ul style="list-style-type: none">・相続税、所得税ともに非課税・未支給年金は受取人の一時所得
企業年金	遺族年金 or 遺族一時金	<ul style="list-style-type: none">・みなし相続財産として相続税課税・遺族年金は所得税非課税・未支給年金は受取人の一時所得
個人年金保険	年金方式 or 一時金方式	<ul style="list-style-type: none">・みなし相続財産として相続税課税・年金方式については相続税課税対象部分と所得税課税対象部分とに区分し、所得税課税対象部分は雑所得として課税
確定拠出年金 (iDeCo)	死亡一時金	<ul style="list-style-type: none">・みなし相続財産として相続税課税・500万円×法定相続人数の非課税枠あり
小規模企業共済	死亡共済金	<ul style="list-style-type: none">・みなし相続財産として相続税課税・500万円×法定相続人数の非課税枠あり
経営セーフティ共済 (個人事業主)	事業承継 or 解約返戻金	<ul style="list-style-type: none">・解約返戻金は準確定申告で所得税課税・相続税課税対象 (所得税の債務控除あり)